

令和8年1月23日開催

新庄市農業委員会第32回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和8年1月）議事録

1. 開催日時 令和8年1月23日（金）午後3時30分
2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール
3. 出席委員（19名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 松田 浩一	4番 早坂 浩樹
5番 指村 貞芳	6番 森 良一
7番 下山 秀一	8番 奥山 久
9番 中鉢 浩	10番 五十嵐 成生
11番 田宮 成彦	12番 齋藤 謙二
13番 星川 吉和	14番 伊藤 和彦
15番 三原 幸一	16番 星川 秀男
17番 星川 豊	18番 佐藤 喜代志
19番 高山 光弥	
4. 欠席した委員（0名）

5. 議事日程

日程第 1	議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2	議案第 119 号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 120 号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 121 号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 122 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について
日程第 6	報告第 88 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 7	報告第 89 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 8	報告第 90 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

6. 出席した事務局職員

事務局長	今田 新	局長補佐	鏡 彰 広
主任	結城 美緒	主 事	星川 真優

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和7年度新庄市農業委員会第32回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員数は19名です。欠席通告者はありません。従いまして、現に在任する委員の出席数が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第32回総会が成立していることをご報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に3番松田浩一委員と10番五十嵐成生委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の結城美緒さんと星川

真優さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第119号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。ここで9番中鉢浩委員、15番三原幸一委員及び17番星川豊委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。暫時休憩します。

(中鉢浩委員・三原幸一委員・星川豊委員 退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第119号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区10件、稲舟地区21件、萩野地区14件、八向地区4件、計49件ございます。権利設定の内訳としましては、賃貸借権が34件、賃借権移転が1件、所有権移転が10件、使用貸借権が4件でございます。

いずれの案件も農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。

それでは新庄地区1番について、調査報告をお願いします。

○6番

議案第119号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番につきまして1月16日に調査確認しました。所有権移転に伴う農地法第3条申請です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区2番につきまして1月16日に調査確認しました。こちらも所有権移転に伴う農地法第3条申請です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区3番につきまして1月16日に調査確認しました。こちらも所有権移転に伴う農地法第3条申請です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区4番につきまして1月17日に調査確認しました。農用地利用集積計画満了からの移行による賃貸借権設定です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区5番につきまして1月15日に調査確認しました。贈与に伴う所有権移転です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区6番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区6番につきまして1月18日に調査確認しました。所有権移転に伴う農地法第3条申請です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区7番について調査報告をお願いします。

○16番

新庄地区7番につきまして1月17日に調査確認しました。農用地利用集積計画満了からの移行による賃貸借権設定です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区8番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区8番につきまして1月17日に調査確認しました。賃貸借権設定に伴う農地法第3条申請です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区9番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区9番につきまして1月16日に調査確認しました。こちらも賃貸借権設定に伴う農地法第3条申請です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて新庄地区10番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区10番につきまして1月17日に調査確認しました。こちらは使用貸借権設定による申請となっております。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区1番につきまして1月17日に調査確認しました。借人は法人であり、当該法人の役員が個人で営農している際に耕作していた農地を、法人として改めて賃貸借権を設定するための申請です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区2番につきまして1月17日に調査確認しました。こちらも稲舟地区1番と同様の事情による賃貸借権の設定です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区3番につきまして1月17日に調査確認しました。稲舟地区1番と同様の事情です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区4番につきまして1月17日に調査確認しました。稲舟地区1番と同様の事情です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区5番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区5番につきまして1月17日に調査確認しました。稲舟地区1番と同様の事情です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区6番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区6番につきまして1月17日に調査確認しました。稲舟地区1番と同様の事情です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区7番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区7番につきまして1月17日に調査確認しました。稲舟地区1番と同様の事情です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区8番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区8番につきまして1月17日に調査確認しました。稲舟地区1番と同様の事情です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区9番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区9番につきまして1月17日に調査確認しました。稲舟地区1番と同様の事情です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区10番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区10番につきまして1月17日に調査確認しました。稲舟地区1番と同様の事情です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区11番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区11番につきまして1月17日に調査確認しました。稲舟地区1番と同様の事情です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区12番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区12番につきまして1月17日に調査確認しました。稲舟地区1番と同様の事情です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区13番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区13番につきまして1月17日に調査確認しました。稲舟地区1番と同様の事情です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区14番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区14番につきまして1月17日に調査確認しました。稲舟地区1番と同様の事情です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区15番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区15番につきまして1月17日に調査確認しました。稲舟地区1番と同様の事情です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区16番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区16番につきまして1月17日に調査確認しました。稲舟地区1番と同様の事情です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区17番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区17番につきまして1月17日に調査確認しました。稲舟地区1番と同様の事情です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区18番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区18番につきまして1月16日に調査確認しました。稲舟地区1番と同様の事情です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区19番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区19番につきまして1月16日に調査確認しました。稲舟地区1番と同様の事情です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区20番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区20番につきまして1月16日に調査確認しました。借人は現在会社員ですが、専業農家を目指しており、今回貸人より該当地を借りることになった為の使用貸借権の設定です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区21番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区21番につきまして1月18日に調査確認しました。兄弟間での使用貸借権の設定ですので問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区1番につきまして1月16日に調査確認しました。譲渡人は県外在住の為、譲受人が該当地を買うことになり、耕作するという事です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区2番につきまして1月17日に調査確認しました。貸人が離農するということで、近隣の借人に依頼したところ快く引き受けてくださったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区3番につきまして1月16日に調査確認しました。譲渡人は該当地まで距離がある為、近隣の譲受人に譲りたいということになり話がまとまったそうです。問題ないと

思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

続いて萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区4番につきまして1月18日に調査確認しました。両人は親戚関係であり、今回贈与することになりました。問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

続いて萩野地区5番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区5番につきまして1月17日に調査確認しました。貸人が離農するということで、近隣の借人に依頼したところ快く引き受けてくださったということです。問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

続いて萩野地区6番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区6番につきまして1月17日に調査確認しました。譲渡人が離農するということで、譲受人に譲ることになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

続いて萩野地区7番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区7番につきまして1月17日に調査確認しました。貸人が離農するということで、近隣の借人に依頼したところ快く引き受けてくださったということです。問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

続いて萩野地区8番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区8番につきまして1月17日に調査確認しました。貸人が離農するということ

で、近隣の借人に依頼したところ快く引き受けてくださったということです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区9番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区9番につきまして1月18日に調査確認しました。農用地利用集積計画満了からの移行による賃貸借権の設定です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区10番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区10番につきまして1月18日に調査確認しました。耕作者を探しており、借人に依頼したところ快く引き受けてくださったということです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区11番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区11番につきまして1月17日に調査確認しました。農用地利用集積計画満了からの移行による賃貸借権の設定です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区12番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区12番につきまして1月16日に調査確認しました。親子関係の使用貸借であり、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区13番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区13番につきまして1月16日に調査確認しました。親子関係の賃借権移転であり、所有者にも確認しています。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて萩野地区14番について調査報告をお願いします。

○8番

萩野地区14番につきまして1月18日に調査確認しました。農用地利用集積計画満了からの移行による賃貸借権の設定です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて八向地区1番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区1番につきまして1月18日に調査確認しました。前耕作者が耕作できなくなったということで、近隣の農地を耕作している借人が引き受けてくれるということになったそうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて八向地区2番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区2番につきまして譲渡人には1月16日、譲受人には1月17日に調査確認しました。両人の間で以前も売買での所有権移転の経緯もあり、単価もそれに合わせた価格ということで、双方合意しています。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて八向地区3番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区3番につきまして1月15日に調査確認しました。実際は以前から借りていた農地ですが、今回正式に農地法第3条で賃貸借権を設定したいということです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

続いて八向地区4番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区4番につきまして1月15日に調査確認しました。以前は別の方に貸していたが、耕作できなくなったため、借人に話したところ引き受けてくれるということになった

そうです。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。
ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第119号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第119号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩します。

(中鉢浩委員・三原幸一委員・星川豊委員 入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第3、議案第120号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第120号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区1件ございます。

この度、議案第119号新庄地区1番の譲受人に3筆の農地を売買しようとしたところ、内1筆の土地の一部がアスファルト舗装されており、駐車スペースや通路に転用されていたことから、過去に農地転用の許可を受ける必要があった土地であることが発覚しました。

当該地は平成20年頃、隣接する指首野川で県による河川工事が行われ、重機械が通るための通路として舗装されました。河川工事終了後、所有者の意向により原状回復を行わない状態で土地の返還を受けたとのこと。本件は、この農地転用について改めて追認の許可を受けたいとする事案です。ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

議案第120号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区1番につきまして、事務局の説明どおりでした。よろしくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第120号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第120号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案121号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第121号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件、稲舟地区1件、計2件ございます。

新庄地区1番は、建売分譲（8棟）を行う事業計画です。立地基準については第三種農地と判断いたしました。

稲舟地区1番は、駐車場とする事業計画です。立地基準については、第二種農地と判断いたしました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。

ます。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○2番

議案第121号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番につきまして、1月16日に調査確認しました。転用事由は事務局の説明どおりです。問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

続いて稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○19番

稲舟地区1番につきまして、1月16日に調査確認しました。渡人の農地が受人の土地と隣接しており、駐車場として使用するための申請です。近隣の農地に影響もなく問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第121号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第121号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第122号農用地利用集積等促進計画（案）の意見についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第122号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、新庄地区1件、萩野地区10件、八向地区2件、計13件の意見照会がありました。権利設定の内訳とし

ましては、賃貸借権新規が12件、賃貸借権再設定が1件ございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの議案の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第122号農用地利用集積等促進計画（案）の意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第122号農用地利用集積等促進計画（案）の意見については、これを適当とし、回答することに決定されました。

○議長

次に日程第6、報告第88号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第88号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、稲舟地区2件、萩野地区3件、計5件ございます。内容につきましては相続による所有権取得で、あっせん等の希望はありません。よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって報告第88号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり、受理を確認しました。

○議長

次に日程第7、報告第89号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第89号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区7件、稲舟地区15件、萩野地区2件、八向地区3件、計27件ございます。

新庄地区1番は農地法第3条関連の案件で、農地の整理を行っていたところ、賃貸借契約の解約がなされていないことが判明しました。貸人と借人は平成21年に口頭で解約をしていましたが、農業委員会への報告を怠っていました。売買が決まったことにより今回農地法第18条第6項による解約の報告が行われたものです。新庄地区2番、3番、4番、5番、6番は農用地利用集積等促進計画関連の案件です。新庄地区7番については今後は貸人が耕作します。

稲舟地区は15件すべて農地法第3条関連の案件です。

萩野地区1番は農地法第3条関連の案件です。萩野地区2番は貸人が耕作する予定です。

八向地区1番は貸人が耕作する予定です。八向地区2番は八向地区1番の貸人が耕作する予定です。八向地区3番は受け手は既に決まっております。

いずれの案件も届出書の記載事項に不備のないことを確認し、受理しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第89号農地法第18条第6項の規定による通知について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第89号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり、受理を確認しました。

○議長

次に日程第8、報告第90号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第90号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区2件ございます。

新庄地区1番について、12月18日に星川委員、森班長、事務局で調査いたしました。転用の時期及び内容は議案書のとおりです。県より原状回復命令はなく、非農地として法

務局へ回答いたしました。

新庄地区2番について、12月9日に笹委員、森班長、事務局で調査いたしました。転用の時期及び内容は議案書のとおりです。なお、非農地判断は本来農地パトロール後に一括で申請しておりますが、この度法務局からの照会があったため、個別調査になりました。県より原状回復命令はなく、非農地として法務局へ回答いたしました。よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって報告第90号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第32回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和8年1月23日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 松田 浩一

議事録署名委員 五十嵐 成生